

自治会法人松葉町自治会規約

(名称)

第1条 本自治会は、自治会法人松葉町自治会(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、地域の発展と会員相互の親睦並びに生活及び文化の向上に寄与することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦及び福利厚生のための事業
- (2) 会員の生活の安全を守り、快適な環境の整備に係る事業
- (3) 近隣自治会、各種団体及び関連機関との連携を密にし、本会の発展に寄与すべき事業
- (4) その他必要と認められる事業

3 前項の事業を遂行するため、本会に次に定める専門部を置き、当該各号に定める事業を行う。

- (1) 広報部 広報活動に関すること。
- (2) 体育部 体育活動及びレクリエーションに関すること。
- (3) 文化部 祭典及び各種文化活動に関すること。
- (4) 情報宣伝部 各種回覧、掲示など本会運営に必要な情報宣伝活動及び組織強化活動に関すること。
- (5) 福祉厚生部 福祉、厚生及び保健衛生に関すること。
- (6) 防犯防災部 防犯防災、交通安全並びに関係機関との連絡及び後援に関すること。
- (7) 環境整備部 町内の環境整備に関すること。
- (8) 会館管理部 自治会館の管理及び運営に関すること。

(区域)

第3条 本会の区域は、相模原市中央区陽光台2丁目及び3丁目とする。

(会員)

第4条 本会の会員は、前条に定める区域内に住所を有する個人とする。

2 前項のほか、本会の活動を賛助する法人及び団体は賛助会員となることができる。

(入会)

第5条 第3条に定める区域に住所を有する個人で、本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申し込みがあった場合には、正当な理由がなくこれを拒んではならない。

(退会)

第6条 会員が次の各号に該当する場合には、退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなったとき。
 - (2) 本人から退会届けが提出されたとき。
- 2 本人が死亡又は失踪宣言を受けたときは、その資格を喪失する。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(主たる事務所)

第8条 本会の主たる事務所は、相模原市中央区陽光台2丁目2番21号に置く。

(単位組織)

第9条 本会の運営と事業実施のために、区域内に組を置き、会員はいずれかの組に所属する。

(役員等)

第10条 本会に、本部役員、組役員(以下「役員」という。)、監事及び運営委員を置く。

2 本部役員の職及び人員は、以下のとおりとする。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 総務部長 | 若干名 |
| (4) 会計 | 若干名 |
| (5) 専門部長 | 若干名 |

3 組役員の職及び人員は、以下のとおりとする。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 組長各組 | 若干名 |
| (2) 副組長各組 | 若干名 |
- 4 監事 2名
- 5 運営委員各組 若干名

(役員等の選任)

第11条 前条第2項に定める本部役員及び前条第4項に定める監事は、別に定める細則により会員の中から選出し、総会において承認を得る。

2 前条第3項に定める組役員及び前条第5項に定める運営委員は、組内での協議により選出する。

(役員等の職務)

第12条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
 - (3) 総務部長は、本会の運営に必要な事業及び業務を総括する。
 - (4) 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に必要な書類を管理する。
 - (5) 専門部長は、当該事業の計画立案及び事業を遂行するため、規約第2条第3項に定める業務を行う。
- 2 組長及び副組長は、組を代表して組の業務及び本会の事業を遂行する。
 - 3 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
 - (2) 会長、副会長及びその他役員業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 会計及び資産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。
 - 4 運営委員は、組長及び副組長の業務を補佐する。

(役員任期)

第13条 役員任期は1年とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 欠員により選任された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第10条に定める役員等は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧問)

第14条 本会には、役員会の承認を得て顧問を置くことができる。顧問は、会長の委嘱により会務について助言、援助をする。

(機関)

第15条 本会の議決機関は、総会及び役員会とする。

(総会の種別)

第16条 総会は、本会の最高議決機関であり、定期総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第17条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の開催)

第18条 定期総会は、毎事業年度終了後1か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長又は役員会が必要と認めたとき。
- (2) 会員の5分の1以上の要請があったとき。

(3) 第12条第3項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(総会の招集)

第19条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、請求のあった日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的である事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、文書をもって会員に通知しなければならない。

(代議員制)

第20条 定期総会及び臨時総会は代議員制とし、代議員の定数は、各組6名とする。ただし、代議員以外の会員が総会への出席を求める場合は、これを拒むことはできない。

(総会の決議及び承認事項)

第21条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算の決定に関すること。
- (2) 事業報告及び決算の承認に関すること。
- (3) 資産の管理報告及び監査報告の承認に関すること。
- (4) 会費の改定に関すること。
- (5) 役員を選任に関すること。
- (6) その他本会の運営に関する重要な事項

2 前項第1号、第5号及び第6号のうち急を要する事項は、役員会で議決し、執行することができる。この場合、次の総会で承認を受けなければならない。

(総会の成立要件、議長及び議決)

第22条 総会は、代議員の委任状を含む3分の2以上をもって成立する。ただし、委任状の提出又は書面による表決を出席とみなす。

2 総会の議長及び書記は、出席した代議員の中から選出する。

3 議決は、出席者の過半数の賛成を要するものとし、可否同数の場合は、議長がこれを決する。ただし、前条第1項第4号及び第5号にかかわる議案については、委任状を含む出席者の3分の2以上の賛成を要するものとする。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (3) 開催の目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名及び押印しなければならない。

(役員会の構成)

第24条 役員会は、役員をもって構成する。

(役員会の招集)

第25条 役員会は、次の事項に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 役員³の3分の1以上から要請があったとき。

(役員会の成立要件)

第26条 役員会は、第19条の規定を準用する。この場合において、規定中「総会」とあるのは「役員会」、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(役員会の議決事項)

第27条 役員会は別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の議長及び書記)

第28条 役員会の議長及び書記は、本部役員から選出する。

(本部役員会の構成)

第29条 本部役員会は、本部役員をもって構成する。

(本部役員会の職務)

第30条 本部役員会は、役員会に提案する議案その他必要事項を審議する。

(資産の構成)

第31条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) 寄付金
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第32条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決により定める。

(資産の処分)

第33条 本会の資産で、第31条第1号に掲げるもののうち、別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において委任状を含む総会員の4分の3以上の議決を要する。

(会計及び資産帳簿の整備)

第34条 会長は本会の収入、支出及び資産の状況を明らかにするために、会計及び資産に関する帳簿を整備しておかなければならない。

2 会員が前項の帳簿の閲覧を請求したときは、これを閲覧に供しなければならない。

(事業計画及び予算)

第35条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、毎年度開始後に予算が総会において議決されていないときには、会長は総会において予算が議決されるまでの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第36条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書及び財産目録等を作成して行うものとし、これらの書類について 監事の監査を受けた後、毎会計年度終了後1か月以内に書面をもって会員に報告し、総会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、毎会計年度終了前15日以内に総会の承認を受けることができる。

(事業及び会計年度)

第37条 本会の事業並びに会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 前項の規定にかかわらず、当該年度の3月31日以前の総会において議決された場合、次年度が始まる4月1日までの収入支出については、次年度会計として収入収支を計上することができる。

(規約の変更)

第38条 この規約は、総会において委任状を含む総会員の4分の3以上の同意を得、かつ相模原市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散及び残余財産の処分)

第39条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

- 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の委任状を含む4分の3以上の同意を得なければならない。
- 3 解散に伴う残余財産の処分は、委任状を含む総会員の4分の3以上の同意を得て行うものとする。

(備付け帳簿及び書類)

第40条 本会の事務所には、次の帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 規約
- (2) 構成員名簿(会員名簿)
- (3) 役員名簿
- (4) 認可及び登記等に関する書類
- (5) 総会及び役員会の議事録
- (6) 収支に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 財産目録その他の資産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

(委任)

第41条 この規約に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規約は、自治会法人の認可を受けた日(平成24年6月29日)から施行する。
- 2 松葉町自治会規約(平成12年4月1日施行)は廃止する。
- 3 この規約の適用に伴うその他の必要な経過措置については、役員会の議決を経て別に定める。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

自治会法人松葉町自治会規約施行細則

(趣旨)

第1条 この細則は、自治会法人松葉町自治会規約(平成24年6月29日制定。以下「規約」という。)の施行について、必要な事項を定める。

(会員)

第2条 会員は、生計を共にする家族単位とし、入会申込書の会員登録者をもってその家族を代表する。なお、その家族も会員としての権利及び義務を分担できる。

(賛助会員)

第3条 規約第4条第2項に定める賛助会員は、本会区域内に居住せず、かつ、本会区域内において次の事業を営む者とする。

- (1) 貸住宅経営者
- (2) 事業所及び営業所の代表者
- (3) その他会長が認めた者

2 賛助会員の役員登用は、これを認めない。

(会費)

第4条 規約第7条に定める会費は、次のとおりとする。

一般会計会費

- (1) 会員の場合、一戸当たり月額300円とする。
- (2) 賛助会員の場合、年額5,000円とする。
- (3) 会長が、特別な事由があると認めた場合は、会費の徴収を免除することができる。
- (4) 会費の増額の必要が生じた場合は、自治会総会の決議を経て、増額又は臨時徴収することができる。
- (5) 退会する会員から会費返却の要望があった場合は、前納した会費は返却するものとする。

会館会計会費

- (1) 会員の場合、一戸当たり月額100円とする。
- (2) 前項第3号から第5号の規程については、本項においても適用する。

自治会館建設会費

- (1) 自治会館の建設費に充てるため、一戸当たり月額300円を徴収する。
- (2) 徴収期間は、平成25年4月から平成35年3月までの10年間とする。
- (3) 退会する会員から会費返却の要請があっても、前納した会費は返却しないものとする。

(会費の徴収時期)

第5条 会費は、次の時期に徴収するものとする。

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 4月分から6月分 | 5月の役員会時 |
| (2) 7月分から9月分 | 7月の役員会時 |
| (3) 10月分から12月分 | 10月の役員会時 |
| (4) 1月分から3月分 | 1月の役員会時 |

(単位組織)

第6条 規約第9条に定める区域内の組数は、23組とする。

(役員等の人数)

第7条 規約第10条に定める役員等の人数は、次のとおりとする。

- | | | |
|----------|----|------|
| (1) 本部役員 | | |
| 会長 | | 1名 |
| 副会長 | | 2名 |
| 総務部長 | 1名 | |
| 会計 | | 2名 |
| 専門部長 | 8名 | |
| (2) 組役員 | | |
| 組長 | | 各組1名 |
| 副組長 | | 各組1名 |
| (3) 監事 | | 2名 |
| (4) 運営委員 | | 各組2名 |

(役員等の選出方法)

第8条 規約第11条に定める役員等の選出は、次によるものとする。

- (1) 役員会の承認を得て、推薦委員会を設置する。
- (2) 会長は、役員会の承認を得て、推薦委員を委嘱する。
- (3) 推薦委員会は、会長、副会長、総務部長、会計及び監事を推薦する。
- (4) 専門部長を選出するため、次の地区グループを置く。
 - 1地区(1、 2、 3、 9、10、11 の各組)
 - 2地区(4、 5、 6、 7、 8、15 の各組)
 - 3地区(12、13、14、17、21 の各組)
 - 4地区(16、18、19、20、22、23 の各組)
- (5) 各地区グループは、2名の専門部長を選出し、推薦委員会に報告するものとする。
- (6) 推薦委員会は、会長、副会長、総務部長、会計、監事及び専門部長について、総会において承認を得るものとする。

(専門部副部長)

第9条 規約第12条第1項第5号に規定する専門部長を補佐するため、副部長を若干名置

く。副部長は、各組組長又は副組長がこれを兼任する。

(特別委員会)

第10条 会長は必要に応じ、役員会の承認を経て、特別委員会を設置することができる。

2 特別委員会は、その職務の完了をもって解散する。

(重要文書の保存)

第11条 総会議事録、規約改正原案等の重要文書は、一定の期間これを保存しなければならない。

(その他)

第12条 この細則に定めのない事項については、役員会の決議を経て、そのつど決定することができる。

附 則

1 この細則は、平成24年6月29日から施行する。

2 松葉町自治会規約施行細則(平成24年6月29日制定)は、廃止する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。